

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年5月26日（平成29年（行個）諮問第88号）

答申日：平成29年7月20日（平成29年度（行個）答申第71号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての相談対応票の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

相談対応票（特定受付番号）（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年3月2日付け北海相第25号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり消去を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

行政相談委員から報告を受けた北海道管区行政評価局の担当者が改めて相談内容を確認したと主張するが、対応経過に「改めて申出人に確認」の記載がない。また、対応経過の2014/10/24申出人に回答は、調査結果の「1, 2について相談者に伝えた」のことである。特定職員Aは日時不明確認方法不明に特定職員Bが審査請求人に確認したということは相談対応票から明らかと主張するが、その根拠はない。

また、関係機関等への照会結果等の調査結果を記録したと主張するが、特定財務局は、「制度創設の要望でなく一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを特定職員Bから受け、監督当局として関与していない旨回答している」ので、調査結果2はすべて特定職員Bのねつ造である。

（2）意見書1

ア 件名

制度の創設となっているが、既存の制度（民法1012条、10

13条, 1015条, 神戸地判平成11年6月9日判時1697号91項)で貸金庫を開扉できる, と特定行政相談委員に相談している。

イ 受付形態

委員提供となっているが, 特定行政相談委員は金融庁に新たな制度創設を要望したことは知らない。特定職員Aも, 特定行政相談委員は知らないこと。と主張している。

ウ 相談内容

当該銀行にも代理人の届け出がなされていなかった, とあるが, 妻を代理人として特定銀行に届け出ている。

銀行を監督する金融庁は, . . . 制度を創設してほしい。とあるが, 特定行政相談委員に相談した内容は, 特定法務局への要望であり, 特定職員Bが金融庁への要望にねつ造したものである。

エ 行政分野分類

金融・財務-預金・貸出とあるが, 貸金庫はこれにあてはまらない。

オ 行政機関分類

金融庁とあるが, 金融庁の所管事項ではない。法務省である。

カ 調査結果

特定法務局に照会したが, . . . 回答する立場にないと回答したことについては, 理解している。とあるが, 現在まで照会を続け, 特定法務局に神戸地裁判決が有力な意見であると認めさせた。

当該銀行に対しても貸金庫の開扉ができる代理人の届け出がなされていないことから, 当該遺言書では金庫の開扉ができなかったことの原因である。とあるが, 民法111条により本人死亡で代理権が消滅し代理人は貸金庫を開扉できないので, 原因ではない。

新たな制度創設の意見として特定財務局に連絡する。とあるが, 特定財務局はあくまで一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問い合わせを受けたものであり, 新たな制度創設の意見を特定職員Bから聞いていない。

特定財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝える, とあるが, 特定財務局は貸金庫について関与していないので, 直接意見を述べることはできない。

キ 回答内容

調査結果1, 2について相談者に伝えたところ, 了解が得られたことから完結とする。とあるが, 特定職員Bは, 神戸地方裁判所の判決は特殊なものであり, 銀行名, 支店名, 貸金庫番号を記載し, 銀行に届け出れば遺言執行者は公正証書遺言で貸金庫を開扉できる。根拠は「貸金庫の内容物に対する滞納処分(税務大学校 特定

教授)」と回答した。調査結果 1, 2 について聴いていないし、了解もしていない。

これらはすべて、特定職員 B のねつ造であり、事実ではない。

ク (下記第 3 の 4 (1))

(ア) 「審査請求人から再度相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり、」

「特定職員 B が審査請求人に確認したことは相談対応票の記録から明らかですが、その年月日及び方法については記録がないため不明です。」と特定職員 A のメールにあるが、メール、FAX、郵便、電話以外の方法で、確認できるわけがない。

(イ) 「諮問庁は、情報公開・個人情報保護審査会からの訂正義務があるとは認められないとの答申を受け、」

審査会の中では、特定職員 B のねつ造した行政相談処理票に金融庁へ要望したと記載があることを根拠として答申がされた。答申、大臣決裁の後に開示された行政相談週間用処理票では、特定法務局に対する不満と要望の記載がある。審査会は、総務省に騙されたものである。

(ウ) 「その際、銀行を監督する金融庁への制度創設の要望を行政相談委員に説明した旨を主張している。」

特定職員 A が「特定行政相談委員に対して相談対応票のとおり説明したため。」と直さないと受理しないといわれたので、記載しただけである。答申・大臣決裁(平成 29 年(行個)諮問第 2 号)でも、私(審査請求人。以下同じ。)が特定行政相談委員に要望したのは、行政相談週間用処理票にとおり特定法務局への要望であるとなっている。逆に平成 28 年(行個)諮問第 50 号では、答申・大臣裁決書で、特定職員 B のねつ造した行政相談処理票に記載のとおり、審査請求人が金融庁への制度要望を特定行政相談委員にしたことになっている。

特定行政相談委員は金融庁への制度要望があったことを知らない。特定職員 A も、「特定行政相談委員は知らないことである。その後、特定職員 B に対し金融庁への制度創設の要望をした。」と主張している。ところが、金融庁へ要望した事実を示すメモなどの記録はない。

(エ) 「相談対応票の記載内容が事実と異なることを理由とした訂正請求の可能性があることから、処分庁において、審査請求人にその旨確認したところ、審査請求人から・・・」

相談対応票の記載内容が事実と異なることを理由とした停止請求である。

平成29年5月26日付け平成29年（行個）諮問第74号意見書の添付資料・不作為審査請求書及び審査請求書の写しのとおり補正していない。処分庁（北海道管区行政評価局）特定職員Cから、その旨確認していないと回答を得た。特定職員Dのねつ造である。

(3) 意見書2

ア 「3 審査請求の趣旨及び理由」に「(3) 当初の利用目的を達成したから。」を追加

特定職員Bは、行政機関分類が金融庁であると主張し、虚偽の相談内容・調査結果を記載していた。

しかし、事実は、行政相談機関分類は法務省であり、特定年月日A付け特定法務局のメールで「遺言執行者は、相続財産その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民法1012条）ことから、遺言執行者が選任されている場合、遺言執行者は、その権限として貸金庫の開扉権限を有すると解するのが有力な見解です。これについては、ご承知のとおり、遺言執行者に貸金庫開扉権限を認めた裁判例があります（神戸地方裁判所平成11年6月9日決定）」との回答があった。（平成29年（行個）諮問第56号参照）

新たな制度創設を要望しなくても、既存の法律、判例から銀行の貸金庫を開扉することができることとなり、当初の利用の目的を達成したので、利用停止・消去することができる。

イ 「3 審査請求の趣旨及び理由」に「(4) 不適法な利用又は提供のおそれがあるから」を追加

同様の相談があった時に、この相談対応票を根拠に、「金融庁の所管である。銀行に代理人の届け出がなされているから貸金庫を開扉できる。特定財務局の担当者に直接意見を述べることができる。」と担当者が虚偽の回答をするおそれがあることから、利用停止すべきである。

ウ 審査請求の趣旨及び理由(2)について

「処分庁（北海道管区行政評価局）において、審査請求人にその旨確認した・・・」と嘘をついている。しかし、仮に審査請求人が主張を取り下げても、主張と異なる理由でも利用停止できるので、総務省は審査会に(2)に対する意見を述べる必要がある。

〈参考〉審査請求人に主張する理由と異なる理由で利用停止した事例

平成28年12月1日付け保有個人情報利用停止請求書

理由 私はメールを送信していないから。（特定職員Bがねつ造したメールだから）

平成28年12月26日付け北海相第154号 保有個人情報の利

用停止をする旨の決定

理由 当初の利用目的を達成したから

平成29年1月13日付け審査請求書 理由が違うので総務大臣に審査請求した。

理由 保有個人情報利用停止請求書の理由のとおり利用停止・消去してほしい。

総務省は、メールのねつ造を隠ぺいするため、情報公開・個人情報審査会に諮問しなかった。

平成29年3月14日付け総評相第22号総務大臣裁決書

利用停止の理由に不服があっても、訴えの利益がないので棄却する。

このように、審査請求人が申し出た理由以外でも、不適法な取得や利用又は提供が行われると思慮するときは利用停止できるので、審査会で審議して利用停止してください。

エ 総務省行政相談業務室は、「相談対応票に記載内容が事実と異なることを理由とした訂正請求ではない」とねつ造した。

(ア) 平成29年2月3日付け保有個人情報利用停止請求書

請求に係る理由

1 私は、銀行を監督する金融庁に制度の創設の要望をしていないから。

2 特定財務局職員Eは、制度創設の要望ではなく一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを特定職員Bから受け、監督当局として関与していない旨回答しているから。

(イ) 平成29年3月2日付け北海相第25号保有個人情報の利用停止しない旨の決定

利用停止しないこととした理由 上記1, 2に対する主張

請求者は、相談対応票(特定受付番号)に記載された行政相談について、「1 私は、銀行を監督する金融庁に制度の創設の要望をしていない」等(等=2 特定財務局職員Eは、制度創設の要望でなく、一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを特定職員Bから受け、監督当局として関与していない旨回答しているから)の理由から・・・(以下省略)

(ウ) 平成29年3月21日付け審査請求書

審査請求の理由 上記1, 2に対する主張に反論

1 行政相談委員から報告を受けた北海道管区行政評価局の担当者が改めて相談内容を確認したと主張するが、対応経過に・・・(以下省略)

2 また、関係機関等への照会結果等の調査結果を記録したと主張するが、特定財務局は・・・(以下省略)

(エ) 平成29年6月6日付け情個審第1801号理由説明書の送付
諮問庁の意見

1 についての意見は記載があるが、2 についての意見は記載がない。

2 についての反論の意見書を提出できないので、総務省は、至急、意見を提出すること。

オ なお、本件利用停止請求は、記載された理由を踏まえると、相談対応票の記載内容が事実と異なることを理由とした訂正請求の可能性があることから、処分庁において、審査請求人にその旨確認したところ、審査請求人からは、・・・（以下省略）

処分庁（北海道管区行政評価局）から、審査請求人にその旨確認していないし、審査請求人から、回答をしていない。総務省行政相談業務室のねつ造である。

カ 4 諮問庁の意見の22行目

銀行を監督する金融庁への制度創設の要望を行政委員に説明した旨を主張している。

平成28年10月28日付け訂正請求書で、（理由1）『「平成28年9月29日付け情個審第2050号情報公開・個人情報審査会答申書」で、「相談対応票」の訂正請求を不訂正とした決定は妥当であると審査会の判断があったから。』と記載していた。北海道管区行政評価局の特定職員Aは、この理由では受理できないとし、『特定行政相談委員に対して、相談対応票の記載のとおり説明したため。』と書き直すよう指導を受けたので、記載したものである。そのような主張をするわけがない。

平成27年11月10日付け保有個人情報訂正請求書で、（趣旨1）再度、特定法務局に質問、（理由1）特定行政相談委員に提出し説明した書類のとおり記載願いたい、となっている。

特定行政相談委員に提出したメール・添付資料には、特定法務局への質問、要望が記載されている。特定行政相談委員が作成した行政相談週間用処理票には、特定法務局への不満と要望がそのメールから転記されている。このことから、私が、特定法務局への不満と要望を行政相談委員に説明したことは明らかである。

キ 平成28年（行個）諮問第50号理由説明書で、件名は、「行政相談処理票」の記載内容を確認した、当該相談の処理を行った同局特定職員Bに確認した、相談内容は、相談を受け付けた特定行政相談委員及び特定職員Bに確認した、とある。しかし、開示請求事前相談では、確認したことの分かる書類、行政相談処理票は存在しないと回答があった。

ク 北海道管区行政評価局は、平成28年10月27日大臣決裁までは「特定法務局に要望していない。金融庁に対する要望をしている。」平成28年10月1日～平成29年1月12日まで「特定行政相談委員に特定法務局及び金融庁両方への要望をしている」平成29年1月13日以降は「特定法務局への不満と要望を特定行政相談委員にして、特定職員Bに日時不明、方法不明であるが金融庁への要望をした。」と変遷している。

ケ 「銀行を監督する金融庁への制度創設の要望を行政委員に説明した。」は、審査会の委員をだますために、総務省が「行政相談処理票」に記載があると虚偽の説明をしたものである。

コ なお、特定法務局、特定財務局は訂正請求書、審査請求書の理由に「相談対応票」「答申書」「総務大臣裁決書」に記載されているとおりの記載を補正させることはない。北海道管区行政評価局のみ、理由を反論しやすいように補正させている。

理由説明書の中で反論できるので、補正させる必要はないものである。

(4) 意見書3

ア 銀行を監督する金融庁への制度創設の要望を行政委員に説明した旨を主張している。

平成28年10月28日付け訂正請求書で、(理由1)「平成28年9月29日付け情個審第2050号情報公開・個人情報審査会答申書で、『相談対応票』の訂正請求を不訂正とした決定は妥当であると審査会の結論があったから。」と記載し、別紙2で総務省の主張「あなた様からの申し出は、・・・(略)」を添付した。北海道管区行政評価局特定職員Aは、この理由では受理できないとし、「特定行政相談委員に対して、相談対応票の記載のとおり説明したため。」と発言し、それを口述筆記させ、訂正印を押印させた。別紙2/2も押印させた。

証人＝特定職員F、総務課特定職員G 総務省の主張である。私の主張ではない。

イ 「相談対応票の記載内容が事実と異なることを理由とした訂正請求の可能性のあることから、処分庁において、審査請求人にその旨確認したところ、審査請求人から・・・」

特定年月日B 行政相談業務室長宛てメールで平成何年何月何日何時何分に、誰が、どのような方法で、確認したのかご教示願いたい。と照会した。その回答は未だない。

特定年月日C 中央区役所の行政相談所で処分庁(北海道管区行政評価局)特定職員Cにメールを見せた。特定職員Cは、そのような

職員はいないと回答した。

相談対応票の記載内容が事実と異なることを理由とした訂正請求である。（添付資料：略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年2月3日付けで、北海道管区行政評価局長（処分庁）に対して、法37条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、利用停止請求に係る保有個人情報について、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものであり、当該相談の処理状況等を記録すると利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、かつ、当該利用目的以外の目的で利用している事実もないことから、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年3月2日付けで、当該保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月21日付けで、総務大臣（諮問庁）に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が行政相談委員に対して特定日に相談した事案について、処分庁がその処理状況等を記録した相談対応票（特定受付番号）である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記2の相談対応票について、銀行を監督する金融庁への制度創設の要望を行っていないことから、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり消去すべきとしており、その理由は、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、行政相談委員から報告を受けた北海道管区行政評価局の担当者が審査請求人から改めて相談内容を確認したと主張するが、当該相談対応票の対応経過欄には、改めて相談内容を確認した旨の記録がない。また、処分庁は、改めて相談内容を確認したことは相談対応票から明らかであると主張するが、その根拠はない。
- (2) 処分庁は、関係機関等への照会結果等を相談対応票の調査結果欄に記録したと主張するが、特定財務局は、「制度創設の要望ではなく、一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せを北海道管区行政評価局の職員から受け、監督当局として関与していない旨回答している」とのことであるから、当該調査結果欄の2の記載内容は、北海道管区行政評価局の職員のねつ造である。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

相談対応票は、相談者からの行政相談に基づき、相談内容、関係機関への照会結果等の調査結果、それらを踏まえた相談者への回答内容等について、概要を記録するものである。

本件相談対応票は、行政相談委員が特定日に審査請求人から受け付けた行政相談について、同委員から処理の依頼を受けた北海道管区行政評価局の担当者が、本件相談対応票の調査結果欄の記録のとおり、審査請求人から再度相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり、相談内容として金融庁に対する制度創設の要望、調査結果として特定財務局への照会結果等が記録されている。

当該相談対応票に記録された情報は、上記のとおり、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものであり、当該相談の処理状況等を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、かつ、当該利用目的以外の目的で利用している事実もない。

審査請求人は、本件相談対応票について、金融庁に対する制度創設の要望の記録を相談内容欄から削除するよう、平成27年12月18日付けで審査請求を行っているが、諮問庁は、情報公開・個人情報保護審査会からの訂正義務があるとは認められないとの答申を受け、当該審査請求を棄却する裁決を行っている。また、審査請求人は、上記の平成26年10月21日に行った行政相談に係る行政相談委員の記録について、本件相談対応票のとおり訂正するよう、平成28年12月1日付けで審査請求を行っており、その際、銀行を監督する金融庁への制度創設の要望を行政相談委員に説明した旨を主張している。

なお、本件利用停止請求は、記載された理由を踏まえると、相談対応票の記載内容が事実と異なることを理由とした訂正請求の可能性があることから、処分庁において、審査請求人にその旨確認したところ、審査請求人からは、相談対応票に記載されている金融庁への要望に関する行政相談を自分はしておらず、開示された保有個人情報が違法取得によるものであると思料するので利用停止請求を行いたいとの主張があったことから、利用停止請求として受理し、原処分を行った。

(2) 結論

以上のとおり、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず、利用停止をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月12日 審査請求人から意見書1及び資料を收受

- ④ 同月 15 日 審査請求人から意見書 2 及び資料を收受
- ⑤ 同月 26 日 審査請求人から意見書 3 及び資料を收受
並びに審議
- ⑥ 同年 7 月 10 日 審議
- ⑦ 同月 18 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件相談対応票に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止（消去）を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、法 38 条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用停止（消去）を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法 36 条 1 項 1 号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法 3 条 2 項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法 8 条 1 項及び 2 項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法 38 条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法 36 条 1 項 1 号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法 36 条 1 項 1 号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件相談対応票は、特定行政相談委員が特定日に審査請求人から受け付けた行政相談について、同委員から処理の依頼を受けた北海道管区行政評価局の担当者が、本件相談対応票の調査結果欄の記録

のとおり、審査請求人から再度相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものであり、相談内容として金融庁に対する制度創設の要望、調査結果として特定財務局への照会結果等が記録されている。

(イ) 本件相談対応票に記録された情報は、上記のとおり、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものである。

イ 当審査会において本件相談対応票を確認したところ、本件相談対応票の「受付に関する情報」欄に記載の内容により、諮問庁の説明のとおり、本件対象保有個人情報、特定行政相談委員が特定日に審査請求人から受け付けた行政相談について、同委員から処理の依頼を受けた北海道管区行政評価局の担当者が作成したものであると認められ、本件相談対応票に記録された情報は適法に取得したものであるという諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情は認められないから、本件対象保有個人情報は、北海道管区行政評価局において適法に取得されたものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 相談対応票は、相談者からの行政相談に基づき、相談内容、関係機関への照会結果等の調査結果、それらを踏まえた相談者への回答内容等について、概要を記録するものである。

(イ) 本件相談対応票についても、当該相談の処理状況等を記録すると利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

イ 本件相談対応票の取得の経緯に係る諮問庁の上記(1)アの説明を踏まえると、本件相談対応票の取得後、当該相談の処理状況等を記録すると利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件相談対応票を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、それを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないとのことであった。

ウ 本件相談対応票の取得の経緯に係る諮問庁の上記（１）アの説明を踏まえると、本件相談対応票の取得後、本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件相談対応票を利用又は提供した事実はないという諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、それを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法８条１項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められず、もとより同条２項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人の主張

審査請求人は、本件対象保有個人情報が記録された本件相談対応票に係る行政相談を行っていないなどと主張するが、その主張を裏付ける具体的な根拠等が示されているとは認められず、その他種々主張する点とも併せ、当審査会の上記判断を左右するものではない（なお、審査請求人は、意見書３において、本件の請求は、相談対応票の記載内容が事実と異なることを理由とした訂正請求である旨も追加して主張するが、本件保有個人情報利用停止請求書及び審査請求書の記載に照らして採用の余地はない。）。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法３８条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史